

# 石川県下水道協会排水設備工事責任技術者の資格認定に関する規程

(平成 9 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 21 年 4 月 24 日議決

平成 22 年 4 月 22 日議決

令和 3 年 4 月 28 日議決

令和 6 年 7 月 30 日議決

令和 7 年 5 月 8 日議決

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川県下水道協会（以下「協会」という。）が行う責任技術者の資格認定、登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 責任技術者の資格認定等の業務について協会と協定を結んだ市町（以下「市町」という。）の長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 29 号）を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は当該公営企業管理者）をいう。
- (2) 条例等 市町ごとに定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項に規定する排水設備の工事をいう。
- (4) 責任技術者 協会の会長（以下「会長」という。）が、この規程に基づき排水設備工事の設計及び施行等に関する技能を有する者として認め、登録した者をいう。
- (5) 排水設備工事業者 下水道管理者が、条例等に基づき排水設備工事の施行を認め、指定した排水設備工事業者をいう。

(試験)

第 3 条 責任技術者の資格の認定を行うため、試験を行う。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する一級管工事施工管理技士の資格を有する者で、協会が実施する講習を受講した者については前項の試験を免除する。

(試験の実施回数及び実施期日)

第 4 条 試験は、毎年、1 回実施する。

(試験方式及び試験問題)

第5条 試験は、筆記試験とする。

2 試験問題は、公益社団法人日本下水道協会（以下「日本下水道協会」という。）が作成する共通試験問題とする。

(試験の受験資格)

第6条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施行に関し1年以上の実務経験を有する者
- (3) 排水設備工事等の設計又は施行に関し2年以上の実務経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者に準ずる者として別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできない。

- (1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 第10条により試験の合格を取り消され又は第15条により責任技術者としての登録を抹消され、その取消し又は抹消の日から2年を経過していない者

(試験の実施方法等)

第7条 試験の受験申込みその他の実施方法等については、会長が別に定める。

(試験の採点)

第8条 会長は、試験の採点を日本下水道協会に委託する。

(合格者の決定及び合格の通知)

第9条 会長は、前条の採点結果を受領後、日本下水道協会が定める合格基準に基づき、試験の合否の判定を行うものとする。

2 会長は、前項の判定結果で合格と判定した者（以下「合格者」という。）に通知する。

(試験の合格の取消し)

第 10 条 会長は、合格者が次の各号のいずれかに該当するときは、試験の合格を取り消さなければならない。

(1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。

(2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

2 会長は、合格者のうち前項の規定により試験の合格を取り消した場合は、その旨を当該合格者に通知するものとする。

(責任技術者の資格)

第 11 条 合格者は、協会において責任技術者として登録（以下「登録」という。）する資格を有するものとする。

(登録及び責任技術者証の交付)

第 12 条 合格者及び第 3 条ただし書きの規定により試験を免除された者のうち責任技術者の登録を受けようとする者は、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、責任技術者として登録を行う。

3 会長は、合格者と同等の技能を有すると認められる者を責任技術者として登録することができる。

4 会長は第 2 項及び第 3 項の登録を行ったときは、責任技術者証（様式第 1 号）を交付する。

5 会長は、第 2 項及び第 3 項の登録を完了したときは、登録者の登録情報を下水道管理者へ送付する。

(登録の有効期間及び有効期限)

第 13 条 前条第 2 項の登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、合格の日から 5 年を経過して最初に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、これを短縮することができる。

2 前条第 3 項の登録期間は、会長が定める期間とする。

3 第 11 条の責任技術者としての登録の有効期限は、第 1 項の期限を限度とする。

(登録内容の異動)

第 14 条 責任技術者は、氏名及び住所に異動があったときは、直ちに異動の事実を証する書類及び責任技術者証の写しを添えて、会長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第 15 条 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者

の登録を抹消することができる。

(1) 責任技術者として自己の監理の下にある排水設備工事又は監理を行うべき排水設備工事について、排水設備工事業者が工事施行に関して下水道管理者の処分を受けたとき。

(2) 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。

(3) 不正の手段により責任技術者の登録を受けたとき。

2 前項の抹消にかかる手続等は別に定める。

(登録の更新及び更新講習)

第 16 条 責任技術者は、登録期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、あらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、協会が実施する更新講習を受講しなければならない。

(更新講習の回数及び実施時期)

第 17 条 更新講習は、毎年、1 回実施するものとする。

2 更新講習の実施期日は、登録期間の満了日等を考慮して定めるものとする。

(更新講習の実施方法等)

第 18 条 更新講習の受講申込みその他の実施方法等については、会長が別に定める。

(登録更新の方式)

第 19 条 登録更新を受けようとする責任技術者は、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、責任技術者として登録更新を行う。

3 会長は前項の登録更新を行ったときは、責任技術者証（様式第 1 号）を交付する。

4 会長は、第 2 項の登録更新を完了したときは、登録者の登録情報を下水道管理者へ送付する。

(更新された登録の有効期間)

第 20 条 前条第 2 項により更新された登録の有効期間は、更新される前の登録の有効期間の満了する日以降、最初に到来する 4 月 1 日から 5 年間とする。

(試験及び更新講習運営委員会の設置)

第 21 条 会長は、試験及び更新講習の円滑な実施を図るため、協会内に試験及び更新講習運営委員会を設置する。

2 試験及び更新講習運営委員会の構成、業務及び運営等については別に定める。

(手数料)

第 22 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 責任技術者試験を受けようとする者 8,000 円
- (2) 責任技術者の更新講習を受けようとする者 6,000 円
- (3) 責任技術者の登録を受けようとする者 4,000 円
- (4) 責任技術者の登録の更新を受けようとする者 4,000 円
- (5) 責任技術者証の再交付を受けようとする者 2,000 円

(その他)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、既に下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者又はこれに準ずる者として登録されている者については、この規程に基づき、最初に実施される更新講習を受講することにより、この規程の規定による試験に合格した者とみなすことができる。

附 則 (平成 21 年 4 月 24 日議決)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、既に責任技術者として登録されている者については、その登録資格の有効期間内にこの規程に基づき実施される更新講習を受講した場合に限り、この規程により登録された責任技術者とみなすものとする。

附 則 (平成 22 年 4 月 22 日議決)

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 28 日議決)

この規程は、令和 3 年 4 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 7 月 30 日議決)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7年5月8日議決）

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前にあった第15条第1項に掲げる事由に該当する行為の処分の基準については、従前の例による。

様式第1号（第19条関係）

（表）

（裏）

（表）	（裏）										
<p style="text-align: center;">排水設備工事責任技術者証</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 15%; text-align: center;">写真</td><td>氏 名</td></tr><tr><td></td><td>生年月日</td></tr><tr><td></td><td>登録番号</td></tr><tr><td></td><td>有効期限</td></tr><tr><td></td><td>石川県下水道協会長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></td></tr></table>	写真	氏 名		生年月日		登録番号		有効期限		石川県下水道協会長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	<p style="text-align: center;">（この欄には注意事項を記載すること。）</p>
写真	氏 名										
	生年月日										
	登録番号										
	有効期限										
	石川県下水道協会長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>										